情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	 2

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について・・・・ 4 〈令和5年7月分〉

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月22日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社エム・ビー (法人番号:6030001001170) 代表者 森田 康士
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市南区曲本5-2-17 (本社営業所) 埼玉県さいたま市南区曲本5-2-17
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和5年5月31日及び令和5年6月19日、定期的な監査を 実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導 監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運 輸規則」)第38条第1項)、(2)初任運転者に対する適性診断 受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
(1) 建汉尔奴胄子似仍	当該事業者の累積点数 2点

| 注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月22日
(2) 事業者の氏名又は名称	大和観光バス有限会社(法人番号:6030002097893) 代表者 大澤 和晃
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2960-1 (本社営業所) 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字森下 2961-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数5日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6)違反行為の概要	令和5年6月13日、定期的な監査を実施。2件の違反が 認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運 送事業運輸規則第45条)、(2)報告義務違反(運送法第94条 第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点
	当該事業者の累積点数 1点

| 注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230704	株式会社 光和(法人番号 2430001061723)代表者:住吉 明夫	北海道札幌市白石区北郷 9条9-2-23-102		埼玉県川口市上青木6-3 8-10	文書警告		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年3月23日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230711	有限会社 大輝(法人番号 7011702006772)代表者:佐藤 善人	東京都江戸川区上篠崎4 -18-4	有限会社 大輝	東京都江戸川区上篠崎4一 18-4	輸送施設の使用停止(170 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月24日、同年9月9日、同年11月10日、監査を実施、12件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条等5項)、(3)運行記録計による記錄義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1送車両法第48条)、(6)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(7)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(8)整備管理者の修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運作管理者の「講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結第9条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
20230711		埼玉県川口市大字赤井1 081-10		埼玉県さいたま市北区吉野 町2-14	輸送施設の使用停止(140 日車)	安全規則第3条の3	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月12日、監査を実施、13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(實物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)加入資源、(10)、(10)、(10)、(10)、(10)、(10)、(10)、(10)	17	14
20230711	渡田運送 有限会社(法人番号1020002099978)代表者:植田 昌克		座間	神奈川県座間市四ツ谷字 東浦340	輸送施設の使用停止(80 日車)	安全規則第3条第6項	健康起因による事故を引き起こしたことを端緒として、令和4年8月26日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)健康診断未受診者による健康起因事故の惹起(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230711	有限会社 アライブ(法人番号 3020002060665)代表者:野澤 啓二		本社	神奈川県横浜市旭区若葉台2-26-501	輸送施設の使用停止(70 日車)	安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月6日、同年10月21日及び同年11月29日監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	7	7
20230711	東昇運輸 株式会社(法人番号5070001013584)代表者:綿 貫 克巳		本社	群馬県伊勢崎市波志江町4 673-5	輸送施設の使用停止(50 日車)	安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月16日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	5	5
20230711	株式会社 宮岡(法人番号 4030001077411)代表者:宮岡 義宜	埼玉県川口市領家5-1-3	本社	埼玉県川口市領家5-1-3	輸送施設の使用停止(50 日車)	安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月14日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(資物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗称(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点檢整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	5	5
20230711	株式会社 SIT(法人番号 9010601045434)代表者:佐々 木 真	埼玉県八潮市大字南後谷 116-2	本社	東京都江戸川区西葛西6-12-7-302	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業法第 17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月9日、監査を 実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20230711	株式会社 寿山(法人番号 4060001012539)代表者:栗山 芳彦	栃木県那須郡那須町大字 寺子乙2215-1	本社	栃木県那須郡那須町大字 寺子乙2215-1	輸送施設の使用停止(30 日車)		過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年12月7日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20230712	有限会社 ヤマカ運輸(法人 番号7040002086093)代表者: 長谷川 博	千葉県銚子市飯沼町18 6	佐野	栃木県佐野市富岡町212 -1リョウモウハイツ富岡1 号棟6号室	文書警告	安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年5月12日及び同月30日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230719	有限会社 野口商事(法人番号3011802028927)代表者:野口 晋二	東京都足立区神明2-2-6	本社	東京都足立区神明2-2-6	輸送施設の使用停止(140 日車)	安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月8日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記憶の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定則点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条第1項)、(13)事業計画の変更認可送事(貨物自動車運送事業業が要公会規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可送率(貨物自動車運送事業業第24条の4、貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14
20230719	ヨシダ急送 株式会社(法人番号9070001016732)代表者:吉田 徹		本社	群馬県桐生市広沢町1-2 562-1	輸送施設の使用停止(100 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月22日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	10	10
	株式会社 村井重量運輸(法 人番号7030001084264)代表 者:村井 研一	1-503		埼玉県川口市道合22-1 -503	日車	安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年3月1日及び同年9月5日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4頃)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条91項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第4条9、(7)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
20230719	栃木ダイキュー運輸 株式会社(法人番号3060001013406) 代表者:野口 博史		本社	栃木県矢板市中字熊の房2 19-1	輸送施設の使用停止(70 日車)	安全規則第3条第4項	公安委員会からの通報を端緒として、令和4年8月25日及び同年9月13日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指書監配載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)	7	7

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230719	株式会社 ベイドリーム(法人 番号3020001133364)代表者: 真鍋 隆志	神奈川県横浜市中区錦町 15-B404	本社	神奈川県横浜市中区錦町1 5-B404	輸送施設の使用停止(40 日車)	安全規則第9条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年2月28日及び同年9月30日、監査を 実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転 者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転 者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業 計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	4	4
20230719	有限会社 早川運輸(法人番号2090002008535)代表者:早川 礼史		中央	山梨県中央市西花輪4629	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年6月21日及び令和5年1月20日、同年4月20日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨市員事事運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者で対する指導反貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	3	3
20230719	有限会社 エーワン(法人番 号5070002021586)代表者:小 林 健人		本社	群馬県伊勢崎市下植木町6 16-1	輸送施設の使用停止(30 日車)	安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月13日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20230719	赤城山運輸 株式会社(法人 番号4070001032206)代表者: 浅野 涼美	发城県小美玉市橋場美6 1-2	本社	茨城県小美玉市橋場美61 -2	輸送施設の使用停止(10 日車)	安全規則第10条第2項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年9月2日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起・初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	1	1
20230719	水戸通商 株式会社(法人番号1050001034495)代表者:畑岡 憲人		本社	茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3652-692	輸送施設の使用停止(10 日車)	安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年9月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	1	1
20230725	株式会社 M's(法人番号 1070001022754)代表者:本島 啓至	群馬県館林市坂下町31 47-4	館林	群馬県館林市青柳町685 -7	輸送施設の使用停止(80 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和4年8月3日、監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾 病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	8	8

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称		営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20230725	株式会社 スワローロジブロ (法人番号7011701013472)代 表者:中島 祥輔	東京都江戸川区西葛西6 -8-1		栃木県宇都宮市平出工業 団地19-11	輸送施設の使用停止(80 日車)	安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和4年9月16日及び同年10月20日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6 項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録 の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法等9条第3項)	8	8
20230725	有限会社 ISB(法人番号 1180302011783)代表者:石川 信吾	愛知県豊橋市細谷町字中 尾139-1	厚木	神奈川県厚木市林4-13-21	輸送施設の使用停止(40 日車)	安全規則第7条	労働局からの通報を端緒として、令和4年10月6日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20230725	有限会社 片岡商店(法人番号7050002029935)代表者:片岡 克巳		本社	茨城県鉾田市上幡木559 -3	文書警告	安全規則第7条第5項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和4年10月27日及び同年11月24日、同年12 月16日監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第9項)、(2)運転者に対する指導監督達反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)